見守り新鮮情報 第281号

平成 29 年 5 月 23 日

◇発行:独立行政法人国民生活センター◇

格安スマホ 契約前にサービス内容を確認しましょう

格安スマホをインターネットから契約したが、使い方や不明な点を問い合わせたくても、実際の店舗がなく、サポートの電話窓口しかないが、何度かけても話し中でつながらない。

家族や周りの人に聞きながら使ってきたが、事業者にしか分からないこともあると思う。何とかしてほしい。(60歳代 男性)

くひとこと助言>

- ・いわゆる "格安スマホ" を契約して使ってみたところ、今までの携帯電話と同じ内容 のサービスが受けられなかったという相談が寄せられています。
- ・格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限られている場合もあります。契約前に、サポート体制等サービス内容についてよく確認しましょう。
- ・格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、故障時に代替機の貸し出しサービスが有料であったりするなど、今までの携帯電話会社とサービス内容が違う場合があります。自分が必要とするサービスを確認し、よく検討してから契約するようにしましょう。
- ・不安に思うことやトラブルが生じた場合には、お住まいの自治体の消費生活センター 等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。
- ■イラスト入りリーフレット (PDF 形式) はこちらの URL からご覧いただけます。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

詳細は、「こんなはずじゃなかったのに! "格安スマホ"のトラブルー料金だけではなく、サービス内容や手続き方法も確認しましょうー」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170413_1.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html